

2023年度(令和5年度)事業計画書

社会福祉法人つわの福祉会

1. 社会福祉法人つわの福祉会の経営理念

ご利用者への尊厳と敬愛を常に保ち、お互いに「生かされている」ことに感謝しながら、高齢者支援に関わる持続可能な福祉事業を推進いたします。さらに、近年の人口減少に伴い地域共生課題にも関わりを持つことによって、社会福祉法人の存在意義を明らかにし、津和野町の福祉と地域活力推進に貢献いたします。

※つわの福祉会の経営理念は上記のとおりであります。高齢者支援が安心かつ安定を前提とした介護福祉事業の提供に心がけるとともに、地域福祉への持続的な貢献を進めていくために、経営方針を明らかにしたうえで、2023年度(令和5年度)においても適切な法人経営に努めてまいります。

2. 今年度(2023年度)の経営方針

つわの福祉会としての信念・行動基準を明らかにして、高齢者福祉と地域共生の充実を目指すために、今年度の経営方針の柱を10項目掲げ下記のとおり推進してまいります。

1) 新型コロナウイルス感染防止対応の継続について

先ずは、過去3年間に亘るコロナ禍の影響で介護保険サービスの提供においても、感染リスクへの回避等多くの課題に断続的に対処しながら、ご利用者の健康維持管理に努めてきたところです。しかしながら、複数の基礎疾患をお持ちのご利用者が多数おられる高齢者福祉施設等では、令和4年度においてもクラスターの発生が全国で多発するという深刻な事態に見舞われました。幸いに、当法人においてはこのような事案には至りませんでした。デイサービス利用者や法人職員において陽性者も確認され、相応の対処に何度も迫られてきたところです。そうして政府は、令和4年度の全国における感染状況の動向を踏まえ、感染法上の位置づけにおいて令和5年5月より感染症分類が5類への移行に措置されることになりました。よって、これからは国内での新型コロナウイルスへの対応が緩和されることとなります。ただし、令和5年度での弊法人における措置は当面次のように進めてまいります。

- ①ハイリスク者の多い高齢者福祉施設としては、今般の国の措置によってもリスク軽減には直ちに繋がるものとは受け止められませんので、予防対応等基本的なスタンスは令和4年度までと大きな変更点を行わず、当面は万全の予防衛生管理を継続します。なお、令和5年度内において、徐々に感染リスクが下がっていくことが確認できれば予防措置についても考慮していくものといたします。
- ②施設におけるクラスター回避は最大の危機管理として、引き続きご利用者や職員等の健康管理に注視しながら感染症対策委員会を中心に対応してまいります。このことが、ご利用者の安心・安全な生活に資することであり、その先の安定経営に通じる最重要の対策として捉えながら業務推進に反映していくこととします。
- ③特養入所のご利用者が、これから万一コロナ感染と判明した場合は、主治医の指示のもと療養が開始されます。しかし、小規模地域医療(津和野共存病院)の実態として、特養ご

利用者についてはコロナ対応入院は難しいという判断から、原則施設での療養とならざるを得ない状況下にあります。従いまして、上記②のとおり感染を起こさないことを前提としますが、施設療養が生じたときは「業務継続計画」等の策定に沿い、施設内での感染防止対応や隔離措置を実施してクラスター感染防止に努めてまいります。

2) サービス事業毎の安定化施策について

令和4年度においてもコロナ禍の影響から、デイサービス事業においては、7月、9月、12月、2月で延べ17.5日間の蔓延防止対応のため休業措置としました。また、同時にこの間のショートステイ新規利用をやむを得ず中断する判断に至っております。なお、特養事業には直接的な感染への影響はありませんでしたが、ショートステイご利用者と特養ご利用者の施設内での生活が同様の状況にあるため、感染リスク管理は必須となっています。よって、基礎疾患をお持ちの多くのご利用者にとっての感染回避には十分な対策と配慮が必要となりますので、常に安全対策を講じることに傾注してきました。

※令和4年度の実態がこのようではありますが、令和5年度においても各事業においての感染リスクが直ちに軽減することはないものとして、前記1)項のとおり基本的な感染防止対策は継続してまいります。従って、令和5年度も各サービス事業においてコロナ感染防止対策が最重要として捉えていくことといたします。

※コロナ感染防止対策と平行して後段で明記する職員の確保が具体的に成されないと、事業の安定化に結びつきませんので重点対策として推進いたします。

① デイサービス事業

- イ) デイサービスご利用者が入院措置となったり、老人保健施設の長期利用等でデイサービスのご利用が長期中断するケースが発生します。これは、やむを得ない状況となるものの、病気の回復状況や老健利用後の再開等ケアマネジャーを通じて、情報共有をしながらサービスに繋げて行くことを継続します。
- ロ) 上記イ)と同様に、ご利用者の最新情報（老人保健施設利用・入院状況、あるいは体調不良による自宅療養・他のサービスの利用状況や新規利用者状況、さらには家族状況の変化等）を収集いたします。これに基づきデイサービス職員間でのケアカンファレンスを開催し、ご利用者の利用状況をしっかり把握することや、情報の漏れや瑕疵のないように利用再開・新規利用のための確実なサービスに繋げてまいります。
- ハ) 特に、新規利用に関しては、ケアマネジャーや既にご利用されておられる方々、あるいは地域からの情報収集を基に早めの行動を起こして獲得に繋げる工夫をいたします。
- ニ) コロナ禍の状況にある場合、万一の休業に至る経緯や再開までの日程調整あるいは再開の時期等については、ご利用者やご家族に対して無用な混乱を招かないように、明瞭な状況説明とご報告ができるよう配慮いたします。
- ホ) デイサービスの平均利用者数が一日あたり令和4年度で12.1人程度の実績となりました。前述したコロナ禍のまん延防止対応のための延べ17.5日間の休業がなければ、一日あたり13人を超える実績も覗えたわけで、経営状況に直結する課題を抱えながらの対応には厳しさもあります。よって、ご家族のご理解やご協力を得て予防衛生管理を進めながら、利用者数の増加に努め事業安定化に傾注してまいります。
- へ) 入浴設備の改修を令和4年度に実施しました。よって、これまでの特養入浴設備の併用か

らデイサービス独自の浴室（デイホールの間近）となり、利便性や快適性も備わりましたので、令和5年度も心地よい入浴支援に努めてまいります。さらに、特養との入浴設備併用が解消されたことで、コロナ感染リスクの軽減にも繋がることとなりました。

- ト) これまで、コロナ禍で自粛していました外部との交流事業や四季折々のお出かけについても、今年度の状況を確認しながら進めていくことで、ご利用者のリフレッシュにも繋げてまいります。

②ショートステイ事業

- イ) ご家族が介護から離れ、休息やリフレッシュのためにショートステイ利用によってご家族等の負担軽減（介護する側のレスパイトケア）を図ることも大切な要件となります。よって、ご家族支援もショートステイの大きな役割でありますので、的確なご利用に繋がるようにケアマネジャーとも利用の調整を引き続き図ってまいります。
- ロ) 支援されるご家族等が急用あるいは家庭内ハラスメント等による事態が発生した場合、緊急的な保護措置（緊急入所）にも対応してまいります。これの担当所管であるケアマネジャーや津和野町包括支援センター等とも十分な連絡・調整を重ね支援に繋がるよう進めてまいります。
- ハ) ご利用者の中には独居生活の方も散見され、その大半が女性であります。デイサービス事業・ヘルパー事業を併用されながら日々を凌いでおられます。独居に至る要因は種々あるところですが、家庭内の背景を推察しても自宅以外の選択肢のない方も実存しますので、民生委員等の情報も得ながら、このような方々の支援もさらに厚くし即応してまいります。
- ニ) 弊事業所を含めたデイサービス事業とショートステイ事業を併用される方が相当数おられますが、デイサービスの日帰りとは違いお泊りを伴う利用については、ご理解が難しい方もいらっしゃると思います。特に新規利用に際しての不安や焦燥感等を和らげる対処も大切にしながら、気持ちよく安心してご利用いただけるように支援に努めます。
- ホ) ショートステイ事業は施設の管理上、現状は特養入所の方と混在での施設支援とさせていただいております。この、ご利用期間中のお過ごし方については、個々人のご要望をお聞きしたり、メリハリを付けて生活の質向上にさらに努めてまいります。
- へ) 上記ホ) のとおり特養利用者との施設内同時支援を行っていますので、これまでのようにコロナ感染リスクが大きくなりますと、新規利用の中断をやむなく行います。こうした対応を図ることで施設内クラスターの未然防止の万全な管理に努めてまいります。

③特養事業

特養への入所待機者実数は、現在80人程度となっています。待機の方々は老人保健施設の利用や他施設（グループホーム・有料老人ホーム等）での療養、あるいは医療施設に入院加療となっておられるのが大半です。この方々も年々重度化傾向が進んでおり、既に在宅での生活は非常に厳しい方が多数存在していますが、一年間でシルバーリーフつわへの入所できる方は平均12名程度に限られ、待機の方々のご希望に添えない実態が続いています。また、現在、入所されておられるご利用者も重度化が進み、介護支援に限らず医療支援に係る質や量のどちらも増えてきており、現場の対応にも人員不足等の影響もあって課題が散見される状況になっています。

- イ) 介護職員不足が深刻化するなか、重度化対応のためにも介護施設のICT化による業務の

負担を軽減するための検証をいたします。ICT化によるマンパワー代替を具体的にどの程度導入すべきか、その内容と予算措置の両面から検証いたします。

- ロ) このICT化の一步として、現在「眠りスキャン」(マットレスの下に設置したセンサーにより、寝返り・呼吸・心拍などを自動的に計測)という睡眠状態を把握する装置を3台導入しています。この機器によって、業務負担軽減、入居者の生活習慣の改善に活用できるものであり、特に看取り状況にある方の夜間巡廻の負担軽減にも繋がり、それらの情報は各端末に通知されリアルタイムで確認でき「看取り」等への安心にもなっております。よって、令和5年度においても順次導入を進めてまいります。
- ハ) ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器(アシストスーツ)や同様に介助者による抱え上げ動作の代わりにパワーアシストによる非装着型の機器による移乗支援(ベットから車いす移乗アシストを行う)の手法等についても検証を引き続き行います。これらは、「労働環境の改善」(腰痛対策等)にも非常に効果があるものと考えられますので、順次検証を重ねてまいります。
- 二) 支援記録や情報連携支援に関する情報伝達システムの導入について引き続き検証いたします。
- ホ) ご利用者が抱えておられる複数の疾患や高齢が起因する体調の急変等医療支援の対応はその都度的確に行われることが求められます。また、看取り期としての対処の方も相当数いらっしゃることから、全てのご利用者についてその折々の容態のなかで、積極的な医療措置なのか自然体の看取り対応の判断になるのかを確認させていただいております。ついては、今後ともご家族等にシルバーリーフつわのから、その都度最新の容態についてご報告をさせていただき、万一の場合の対処について改めてご判断をいただくよう確認させていただきます。
- へ) ご利用者との対面面会の再開については、管内の感染状況等を確認しながら検討させていただきます。【後段10)号にも記載】

④在宅介護支援センター

- イ) 津和野町の介護予防事業のランチ機能として、在宅介護支援センターが地域高齢者の健康支援に関わっています。令和5年度も状況を見ながら事業展開を図ってまいります。
- ロ) 具体的には、キラキラ体操教室(健康運動指導士による軽体操の推進)、健康づくり教室(専門職による体力測定の実施により指導を含めた健康教室)、脳卒中当事者交流会(脳血管障害の高齢者の日常生活の見直しや再発予防の取組支援)、地域運動推進員養成事業(地域で運動する人を増やすため推進員を養成する)、地域運動推進フォローアップ教室(推進員が指導者となって体操事業を維持する)の5事業の推進を展開いたします。

3) 社会福祉法人の協働化等への検証について

弊法人のような小規模経営事業所では、慢性的な看護・介護職員の不足が続くなか、コロナ禍対応も重複して、介護現場の実態は混迷や心労を極めているところです。これについては、新たな求人対策等(次項4号)講じてまいります。就労人口の先細りや他業種との競合等構造的な課題にも直面し、決定的な策に及ばない状況となっています。こうして、数年来このような実態が続くなか、職員確保については今後も明瞭な打開策を打ち出すことは至難の状況にあるものと推察いたします。それで、本件法人協働化については、前述しました感染

症対応や法人事業の継続等今後の法人経営課題に対処するための方策であると考えます。今後の5年、10年先を見据えた安定的かつ健全な事業経営を持続するためにも、社会福祉法人の経営協働化や施設統合等について、令和5年度においても十分な検証を進めてまいります。

4) 看護・介護職員等の安定的な確保について

①介護等の人材不足が慢性的になっている現下にあること。また、令和4年度においてコロナ禍における職員の休業が年間を通じて相当日数発生したこともあり、一日の職員配置にも非常に苦慮する日が続いてきました。さらに、ご利用者の重度化が進んできたことから、支援の負担増も現実のものとなっています。これらによって、個々の職員に過重な負担が及ばないように留意はしているところですが、限界に近い状態が迫っており事業運営の大きな課題となっています。なお、介護職種の求人は職安・民間職業紹介・地縁・人縁等駆使しながら人材確保に努めていますが、他産業への流出と共に益田・津和野・山口阿東地域での求職者は人口減少も相俟って非常に少ないのが現実となっており、誠に悩ましい雇用環境となっています。何とかこの状況を打破するためにも、地道にアンテナを張り巡らして職員確保に繋げる努力を進めてまいります。なお、その中で高齢職員や短時間勤務職員等の確保についても、しっかり情報収集しながら確保に繋げていくことで、時間あたりのマンパワーの積み上げにも傾注してまいります。

②介護の間接的な業務である洗濯業務やシーツ交換業務をシルバー人材センターへ委託しています。これによって、当法人職員の業務負担軽減に繋がっているところです。島根県も令和5年度において「介護助手等普及推進事業」として、人材確保の手段として地元の元気高齢者等とのマッチングを結びつけるための研修・普及事業が成されることから検証を行います。

③この上記②号のように、シルバー人材センター委託と同じ考え方で捉えれば、食事や水分補給に関連する介護の非専門分野（直接的な介助以外）とされる口腔体操・配膳・見守り・下膳・必要物品管理等への人材配置についても検証いたします。専門分野と非専門分野の棲み分けによる生産性向上に繋げてまいります。

④地域内等でのUターン者やIターン者についても、職員等からの情報共有にも努めながら、適時人材確保に繋げてまいります。

※人材確保を常に進めなければ、厳しい職員配置の現状のままでは、次項5)号の労務環境の改善実施が危うくなりますので、本項①、②、③のとおり人材募集を強力に進めていくことを重要課題と掲げ推進いたします。

⑤介護人材の確保が近隣では不確実な状況も鑑みて、令和5年度において外国人による技能実習制度を導入します。計画では、ミャンマー人2名を本年10月の採用といたしますので、採用に際しては就労環境や基本的な生活支援をしっかりと行ってまいります。先ずは、本人達が異国（日本）での生活不安を少しでも和らげることや、日常的な慣習への順応等多岐に亘るに支援が必要となりますので、オールつわの福祉会による応援を進めてまいります。なお、実習生受入に際しては、法人内に技能実習指導員・生活指導員を専任配置としたうえで、配属後の業務への順応状況等無理のない支援計画に添った教育に心がけてまいります。

※また、この技能実習生の採用について技能実習指導員に指導を全て任せるのではなく、

一般職員が共に研鑽しながら職場風土を醸成する良い機会となるべく、お互いのスキルアップや協力支援体制を築くことにより、当該技能実習生が孤立しないよう留意してまいります。

※さらに、施設近隣に実習生のための宿舎（一般住宅）を準備しますが、施設が加入している東一自治会組織にも普段の生活関与に協力・支援をお願いできるよう要請をしております。

5) 研修・委員会活動の展開について

コロナ禍の影響から、職員の派遣研修や外部講師の招聘による事業所内研修等は令和4年度も実施出来ない状況が続いていましたが、代替策としてリモート研修等を適時行ってまいりました。よって、令和5年度においても基本的にはこのよう形を踏襲してまいります。

①現場研修としてのオンライン研修を充実させます。感染症対策、口腔・拘縮ケア、排泄・移乗ケア、食事・入浴ケア、ヒヤリハット・事故対応、苦情対応、その他の多くの研修項目について動画で学んでまいります。

②これは、スマホやPCからいつでも学べることが可能となり、職員が集まらなくても場所・時間を問わず実施可能なので、弾力的な学習を推進してまいります。

③なお、各自の履修状況（到達度）や学習による問題添削状況、研修レポートの状況等管理者による確認把握を行いながら習熟度を上げてまいります。

④基本的には、各委員会活動（感染症対策委員会、安全管理委員会、身体拘束虐待防止委員会、苦情処理委員会、医療的ケア委員会、口腔ケア委員会、看取りケア委員会、安全衛生委員会）の推進に併せて、このオンライン研修に参画することで諸課題に臨むよう進めてまいります。

⑤ただし、個別研修のみでは各委員会活動の方向性や考え方にまとまりがなくなるので、多様な意見を集約して委員会活動として、実務に反映されるものとなるように推進してまいります。

6) 事業経営に係る経費の見直しについて

コロナ禍に始まり、ウクライナ戦争に端を発した農産物・エネルギー資源等の供給不安定化による、燃料費や輸送経費の急上昇によって諸物価の高止まりが顕著となり、企業経営や国民生活にも大きな影響が出ています。当然、社会福祉法人経営においても電気料の高騰等かつてない経費負担の増加となって、令和4年度後半より経営を直撃しているところです。令和5年度においても、法人収入のすべては介護保険収入に限られており、経費の措置については基本的には従前のおり、人件費・事務費・事業費への振り分けの計画となります。

しかし、想定を超える経費負担の増加は予算措置にも影響が及ぶ可能性が高く、令和5年度も非常に厳しい経営展開が見込まれるところです。ただし、このような状況にあっても虚弱高齢者支援を止めることはできませんので、適時・的確な予算措置を進めてまいります。

①事業費における電灯・動力（空調）に係る電気料、入浴・床暖房等の燃料費削減に通じる工夫等僅かであっても、水道光熱費の見直しに傾注していくこととします。

②また、直接支援に係る介護消耗品やコロナ禍対応の衛生用品等の見直しや器具備品等の更新・新規導入については、優先順位を見てご利用者の生活支援に瑕疵が生じないことを前提に進めてまいります。

③今後も経年による施設改修や備品関係等修繕・更新が必要となりますが、設備修繕等何れにしても多額の資金が必要となります。ただし、ご利用者の安心・安全の生活に直結にする、ベット・車いす関係やその他安全対策等については、できる限りの予算化を図ってまいりますが、予算上の制限もあり複数年度での対処として実施してまいります。

④さらに、事務費で大きなウエイトを占める診療委託、給食業務、清掃業務、洗濯・シーツ交換業務等主な業務委託費についても精査を進めながら改善に努めてまいります。

※コロナ禍と物価高の影響で、経費の負担増が重くのしかかりますが、令和4年度で津和野町の「コロナ禍における原油価格等に係る支援事業補助金」（407万円）および島根県の「島根県介護等物価高騰対策応援金」（120万円）について、それぞれ補助を受けることができました。さらに、特養シルバーリーフ嘱託医師診療報酬の年間240万円分（事務費）の施設経費について支援要請を津和野町にお願いしていたところ、50%（120万円）についての補助が認められました。これら3件は、あくまで令和4年単年度の緊急補助事業であるものと受け止めています。令和4年度の事業運営には大変心強い補助金となったものです。

※ただし、引き続き令和5年度にもこのような補助があるのか不透明でありますので、今後の経営状況を踏まえて、粘り強く津和野町等にも支援の要請を訴えてまいります。

7) 労務環境の改善について

①人材不足の改善推進に併せて、職員に対する労務環境改善の一環として、男女ともに仕事と育児が両立できるように、「産後パパ育休制度」の創設と雇用環境整備や制度利用の確認等について推進し、子育てがやりやすい職場風土を築きます。

②さらに、これまで以上に有給休暇を積極的に使えることや職員一律の取得率向上等労務環境整備に努めます。

③このうち、リフレッシュできる年間での連続休暇（4～5日）取得促進にも考慮します。これにより、仕事と生活の調和を目指すワークライフバランスにも積極的に進めてまいります。

④また、これに附帯して連続休暇の中で職員旅行についても実施出来るよう、職員からの主体的な声に応えるように計画立案をいたします。

⑤新卒正社員の離職率20%以下・月平均所定外労働時間20時間以下・法定時間外労働60時間以下・有給休暇取得日数の平均10日以上等といった若者の採用・育成に積極的かつ雇用管理を推進すれば「ユースエール認定企業」として島根県労働局より認定を受けることができます。既につわの福祉会も認定登録済みであり、ワークライフバランスとの両立によって、「私生活を充実させながらつわの福祉会とともに成長したい」と考える若年層や学生へのPR発信にも繋げてまいります。

⑥リフレッシュ休暇と平行して、職員の業務上の悩み・迷い・不安あるいは人間関係等精神的なストレスの状況についても「メンタルヘルスチェック」を産業医を通じて確認しながら、健全で健康的な支援体制について継続してまいります。

⑦また、新型コロナウイルス感染防止対策により保育園や小学校等が臨時休校（休園）した場合に、職員の子を世話した場合の休暇や当該本人の感染や濃厚接触者に係る休暇についても、特別休暇として引き続き今年度も考慮してまいります。

⑧週休3日制度への移行に係る検証を令和5年度内で行います。現行の週40時間勤務（週

5日勤務×8時間)から週4日勤務として、一日あたり10時間勤務とすることで、休日数の弾力化や時間外労働の削減等の効果を目指します。ただし、現状がほぼ週休3日に近い状況にありますので、どこまで調整可能か検討を行います。この実質1日あたり2時間勤務の増加による職員の心身に及ぼす影響や現状のマンパワーで可能なことなのか、あるいは業務上の協力体制やご利用者への支援の影響等についても精査することが必要となりますので、本件の導入が現実的なものかどうか十分な検証を続けます。よって、実施可能となれば、ワークライフバランスにも相乗効果が期待出来るものと考えます。

⑨現行、弊法人内で永年勤続表彰制度を制定して該当者への感謝状とお祝いを贈っておりますが、引き続き活躍してもらうためにも本制度の充実について、今年度において検証をしてみたいです。

⑩コロナ禍で実施出来なかった職員交流会を復活してみたいです。仕事と生活の調和の中で交流会(食事会・レクレーション)を開くことで、リフレッシュしたり風通しの良い労働環境に繋がるよう推進いたします。

8) 防災への備えについて

台風や浸水害・土砂災害による河川氾濫等の自然災害については、地球温暖化が起因する異常気象によってもたらされる可能性は当地域においても高リスクの状況にあります。さらに、各地で多発する地震発生にも注視しなければなりません。このように、浸水害や地震等の防災の確立は今後においても高い状況は続きますので、災害に強い地域作りとともに、第一には尊い人命を守るためにも防災への備えを怠らないことが必須となりますので、下記のように進めてまいります。

①浸水害に備えるため、施設に隣接する避難収容施設の構想については、基本計画の策定のため令和4年度においてコンサルティング会社による調査が開始されてきたことから、今後の方向性についても津和野町担当所管とも継続した調整を進めてまいります。

②当面は、避難協定先である津和野共存病院との関係を確認しながら不測の事態への対応を図ってまいります。

③市町村が発令する「警戒レベル3」において避難に時間を要する特養高齢者等はこの状況で避難開始となりますので、早めの判断に基づき職員への緊急呼集等を行い避難を実施いたします。また、気象情報により夜間の警戒レベルが高まる想定の場合は、予め夜間帯の職員配置を厚くするなど対応に備えます。

④近隣の東一自治会住民との避難協力体制については、確実な支援に繋がれるよう進めてまいります。また、梅雨・台風等出水時期を前にした毎年5月後半頃に、土砂災害・浸水害を想定した総合訓練(施設・自治会・消防団)を行います。さらに、万一に備え職員各自の役割や指揮命令系統等迅速な対応が図られるよう訓練にも反映させてまいります。

⑤火災訓練については、消火訓練・消防への通報訓練・避難訓練等を実施して初動対応等確認しながら確実な実施に心がけます。

9) 学校等の幼・小・中・高やボランティア等との地域連携について

コロナ禍が実質3年続きましたので、この間学校等の交流事業が出来ない事態となっていました。漸く令和5年5月より感染症法による5類移行等緩和措置となりますが、冒頭に記述しましたように、弊法人の感染防止対策は基本的には従前と変わらない対応を当面継続いた

します。よって、本件交流事業についてはその可能性を探りながら、適宜予防対策を織り込むことで一日も早い実施について検証を継続します。

- ①施設近隣の津和野幼花園園児との交流は、高齢者も心待ちにしており子供達のあどけなさや愛おしさを肌で感じていただくことができれば、これ以上の交流はないものと受け止めておりますので、望ましい交流を策定できるように進めてまいります。
- ②小学校・中学校についても総合学習の一環としての虚弱高齢者への理解や慈しみを学んでもらえるような機会設定を行います。
- ③津和野高校生徒とは、コロナ禍以前まで合唱部やブラスバンド部との定期交流を行ってまいりましたので、これの再開を実現できればと考えます。また、「地域系活動」と呼ばれる新しいタイプの部活動として「グローバル・ラボ」という呼称で生徒達が地域交流を展開しています。田植え・稲刈り・野菜を育てる等の農業体験あるいは町内の各種イベントへの参加協力等これまでになかった高校生が地域に出かけて行く交流事業が進んできています。コロナ禍の3年間のブランクはありますが、このような生徒と高齢者との交流事業を今後進めてまいります。高校生であれば地域福祉の実情を受け止める良い機会ともなりますので、高齢者福祉という仕事についても関心が向くよう積極的な関与に努めていくことといたします。
- ④地域ボランティアとの交流も再開できるように内容について計画推進を図ります。社協の傾聴ボランティア・施設行事への参加ボランティア（合唱・民謡・フラダンス・日本舞踊・軽音楽等）によって3年間のブランク解消を目指します。
- ⑤物故者法要や盆踊り・夏祭りの再開も改めて計画いたします。ご利用者やご家族・東一自治会等によるこの交流事業は年間のなかでメイン事業でもあり、再開に向けて調整を図ります。

10) ご家族・地域等への情報提供について

- ①3年間におよぶコロナ禍のため、対面の面会制限やご利用者の外出自粛あるいは地域交流事業等が制約せざるを得ない状況が続きました。これにより、ご家族等へも多大なるご心痛やご不便をおかけすることとなりましたが、この面会制限等についても令和5年度において、地域内の感染状況等を確認しながら順次緩和策を進めてまいります。
- ②具体的には対面面会の再開は現状では未定ではありますが、当面マスク着用での窓越し面会で継続させていただきます。窓越し面会のやるせなさや施設とご家族の距離が遠くなることは何とか解消したいと願うところです。
- ③対面面会が適うときがくれば、ご利用者のお気持ちも高まりご家族も元気なお姿を目の当たりのできる喜びもあるものと思います。再開時期が確定次第直ちにご家族へご報告させていただきます。なお、施設広報「そよかぜ」においても種々情報提供を継続いたします。
- ④ご家族との親密な関係構築は事業の運営上非常に大切なことでもあります。よって、施設内の個々の担当者や全ての職種がご家族との接点を適切に保ちながら、風通しの良い関係をこれまで以上に維持することに努めてまいります。
- ⑤さらに、ご家族や関係の皆様との「家族会」の開催（9月～10月）を計画し、業況報告や意見交換の場を設けられるように計画いたします。
- ⑥施設ホームページについては、令和5年度において全面的なリニューアルを行い、適時・的確な情報発信ができるよう努めてまいります。ご家族をはじめ地域や様々な関心を寄せておられる方々等へ施設情報・入所や利用内容等、あるいは求人情報や弊法人が目指す事業経営の方向性について開示してまいります。

以上